健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	次条第一項	第四十四条第七項
	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であって、基準日において日雇特例被保険者（第四十一条の二第九項に規定する日雇特例被保険者をいう。以下この項において同じ。）である者にあっては次の各号に掲げる当該者の、基準日において日雇特例被保険者の被扶養者である者にあっては次の各号に掲げる当該日雇特例被保険者	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

（高額介護合算療養費の支給に関する事項）

第五条の九　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の四第一項に規定する文部科学省令で定める場合は、加入者であつた者が、計算期間において医療保険加入者の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の計算期間において医療保険加入者とならない場合とし、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の四第一項に規定する文部科学省令で定める日は、当該日の前日とする。

（高額介護合算療養費の支給の申請等）

第五条の十　法第二十五条において準用する組合法第六十条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日加入者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。

一～六　［略］

七　申請者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者及び介護保険者（介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。）の名称及びその加入期間

八　［略］

2～6　［略］

（所在不明の届出）

第十七条の二の二　退職等年金給付の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が一月以上明らかでないときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一・二　［略］

三　受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号（個人番号を除く。）

四～六　［略］

健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項	［同上］	［同上］	第四十四条第四項
	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であって、基準日において日雇特例被保険者（第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者をいう。以下この項において同じ。）である者にあっては次の各号に掲げる当該者の、基準日において日雇特例被保険者の被扶養者である者にあっては次の各号に掲げる当該日雇特例被保険者	［同上］	［同上］

（高額介護合算療養費の支給に関する事項）

第五条の九　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の四第一項に規定する文部科学省令で定める場合は、加入者であつた者が、計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者又は同法の規定による被保険者（以下この条において「医療保険の被保険者」という。）の資格を喪失し、かつ、当該医療保険の被保険者の資格を喪失した日以後の計算期間において医療保険の被保険者とならない場合とし、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の四第一項に規定する文部科学省令で定める日は、当該日の前日とする。

（高額介護合算療養費の支給の申請等）

第五条の十　法第二十五条において準用する組合法第六十条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日加入者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一～六　［同上］

七　申請者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）及び介護保険者（介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。）の名称及びその加入期間

八　［同上］

2～6　［同上］

（所在不明の届出）

第十七条の二の二　［同上］

一・二　［同上］

三　受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

四～六　［同上］